

特例退職被保険者制度 のご案内



広報誌『すこやか』でみなさんへ出版健保の情報をお知らせします。



出版健康保険組合

事業所を定年などで退職された場合には、通常、国民健康保険に加入することになりますが、出版健保では、引き続き在籍することができる「特例退職被保険者制度」を設けています。

加入できる方

次の①、②の要件をいずれも満たす方

①厚生年金の老齢厚生年金請求を行い、受給権を有する方

※平成25年4月より老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が段階的に引き上げられています。

②出版健保の被保険者資格の期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある方

ただし、後期高齢者医療制度の適用を受けている方は加入することができません。

申請の期限

申請の期限は、老齢厚生年金請求を行った日以降、年金証書を受け取った日の翌日（ただし、在職老齢年

金受給者は、被保険者資格を喪失した日）から3カ月以内です。

提出する書類

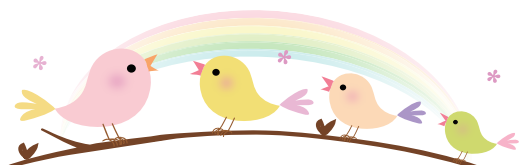
手続きの際には「健康保険特例退職被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入し、次の書類を添えて出版健保に提出してください。

●国民年金・厚生年金保険年金証書の写し（※1）

（※1）年金証書が届いていない方は「年金請求書受付控」と「年金見込額照会回答票」の写し

●住民票（個人番号が省略されていて、世帯全員の記載があるもの、交付されてから3カ月以内のものです）

●念書（所定の用紙があります）



ご家族（被扶養者）のいる方は…

●被扶養者（異動）届

以前から被扶養者であった方についても資格取得申請時に再度、提出が必要となります。なお、その際には確認書類を提出していただくことがありますので、事前にお問い合わせください。

提出について…

在職老齢年金を受給している方、または、すでに受給権を有している方で、資格喪失後20日以内に申請書を受付した場合は、喪失日で資格取得となります。なお、喪失後20日を超えた場合は、申請書の受付日が取得日となります。

保険給付について

特例退職被保険者制度では、傷病手当金の制度はありませんが、その他の法定給付と一部負担還元金や家族療養費付加金などの付加給付は在職中と変わりません。

■医療費の自己負担割合

医療機関で受診されたときの自己負担割合は、2

割（70歳以上75歳未満）、または3割（70歳未満）です。

医療費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。限度額は総医療費、所得に応じて異なります。詳しくは、給付課 ☎03（3292）5006、大阪支部 ☎06（6944）4300 までお問い合わせください。

保健事業について

在職中と同じように保養施設の利用、各種大会への参加、各種健診の受診（本人・家族）は、可能です。毎月、ご自宅に送付する機関誌『すこやか』または出版健保ホームページをご覧ください。



標準報酬月額と保険料について

令和7年度の標準報酬月額は24万円で、保険料の月額は22,560円です。この額は標準報酬月額に保険料率1000分の94を乗じて計算されています。また、介護保険料は月額4,320円（令和7年度は、保険料率1000分の18）です。

介護保険料の納付先は、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は出版健保、第1号被保険者（65歳以上75歳未満）の方は公的年金からの天引き、または市区町村となります（下図参照）。

●第2号被保険者 （40歳以上65歳未満） の保険料

標準報酬月額	一般保険料（調整保険料含む） 94/1000	介護保険料 18/1000
240,000円	月額 22,560円	月額 4,320円
出版健保へ納付 保険料合計額 26,880円		

●第1号被保険者 （65歳以上75歳未満） の保険料

標準報酬月額	一般保険料（調整保険料含む） 94/1000	介護保険料 住所地の市区町村へ納入
240,000円	月額 22,560円	+ 市区町村により異なります。 公的年金より天引きまたは個別徴収
	出版健保へ納付	

* 特例退職被保険者の標準報酬月額は、法により組合の規約で定めることとされています。出版健康保険組合は組合規約で前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の標準報酬月額を平均した額と前年（1月から3月までの標準賞与額については、前々年）の全被保険者の標準賞与額を平均した額の12分の1に相当する額との合算額の2分の1の額に相当する標準報酬月額とすることとなっていますので、全被保険者の標準報酬月額の変動に伴って変わる場合があります。

保険料の納入方法

各月払いと前納払いの2つの方法からお選びいただけます。

- ・各月払いは、ご指定の口座から引き落とされる口座振替払いと専用納付書で金融機関等の窓口および出版健保の窓口で納付する方法があります（納付期日は毎月10日、ただし休日のときは翌営業日）。

* 口座振替をご希望の際は、「健康保険料預金口座振替依頼書」の提出が必要となります。

- ・前納払いは、半年・1年分を一括して支払う方法です（割引あり）。専用納付書でお支払いいただきますので、口座からの引き落としはできません。

資格がなくなる場合

次のいずれかに該当する場合は資格がなくなりますので、下記までお問い合わせください。

- ①後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（75歳になったときおよび65歳以上75歳未満で障害認定を受けるとき）
- ②就職して被用者保険の被保険者となったとき
- ③死亡したとき

- ④生活保護の受給者となったとき
- ⑤海外居住となったとき
- ⑥被用者保険の被扶養者となったとき
- ⑦保険料を納付期日までに納付しないとき（納付期限を過ぎての納入はできません）
- ⑧資格喪失を希望する旨の申し出があったとき

そ の 他

- 申請にあたっては、国民健康保険の保険料との比較や自治体の医療費助成制度、ご自身（家族）の健康状態など総合的にご検討いただいたうえで、お決めください。
- 被扶養者に就職等で異動が生じたり、住所の変更や加入時に届け出た金融機関の変更などがあったときは、

すみやかに出版健保に届け出をお願いします。

- 医療機関等では、マイナ保険証での受診が基本となりますが、マイナ保険証を利用できない方には、国から提供される職権交付用情報に基づき、出版健保から資格確認書を職権交付いたします。